

平成27年第4回（12月）大磯町議会定例会

議 案 第 74 号 説 明 資 料

平成27年11月27日

大磯町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

---

資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3～6

下水道課

## 大磯町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

下水道事業は、地方財政法第6条により公営企業として位置付けられており、汚水処理に要する経費は、下水道使用料収入で賄うことが原則とされています。しかし、下水道使用料収入だけでは全てを賄うことができず、不足分を一般会計からの繰入金で補填しているのが現状です。

このため、大磯町下水道運営審議会に下水道使用料の改正についての諮問を行ったところ、一般会計からの繰入金を抑制し、下水道事業経営の健全化を図るために、一般汚水の基本料金及び超過料金を平均9%引上げとし、公衆浴場汚水の基本料金を据置きとする旨の答申をいただきました。

本答申を受け、今回、下水道事業特別会計における財政基盤の強化と経営の健全化を図るため、規定の一部改正を行うものです。

### ○ 改正内容

- 1 現行の一般汚水の基本料金及び超過料金を平均9%引き上げます。なお、公衆浴場汚水の基本料金は、据置きとします。

#### (1) 条例別表第1 2か月当たりの公共下水道使用料金表（消費税抜き）

使用料区分	水量区分	現行	改正後			
		金額 (円)	金額 (円)	引上げ額 (円)	実質改定率 (%)	
一般汚水	基本料金	16m <sup>3</sup> まで	1,516	1,652	136	8.97
	超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	16m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	109	119	10	9.17
		40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	117	128	11	9.40
		60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> まで	133	145	12	9.02
		80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	147	160	13	8.84
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	161	175	14	8.70
		200m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	183	199	16	8.74
		1,000m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> まで	204	222	18	8.82
		2,000m <sup>3</sup> を超える分	226	246	20	8.85
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき	6	6	—	—	

(2) 条例別表第2 1か月当たりの公共下水道使用料金表（消費税抜き）

使用料区分	水量区分	現行	改正後			
		金額 (円)	金額 (円)	引上げ額 (円)	実質改定率 (%)	
一般汚水	基本料金	8 m <sup>3</sup> まで	758	826	68	8.97
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	8 m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	109	119	10	9.17
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	117	128	11	9.40
		30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	133	145	12	9.02
		40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	147	160	13	8.84
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	161	175	14	8.70
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	183	199	16	8.74
		500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	204	222	18	8.82
		1,000m <sup>3</sup> を超える分	226	246	20	8.85
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	6	6	—	—	

(3) <参考> 排水量別2か月当たりの公共下水道使用料料金表（消費税込み）

排水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	改正後料金 (円)	引上げ額 (円)	実質改定率 (%)	区分別対象 件数 ※
16まで	1,637	1,784	147	8.98	1,344
20	2,108	2,298	190	9.01	382
30	3,285	3,583	298	9.07	1,208
40	4,462	4,868	406	9.10	1,228
50	5,726	6,251	525	9.17	1,052
60	6,989	7,633	644	9.21	638
70	8,426	9,199	773	9.17	377
80	9,862	10,765	903	9.16	203
90	11,450	12,493	1,043	9.11	96
100	13,037	14,221	1,184	9.08	54

※件数は、平成26年度の一般家庭分全6,687件の内訳。なお、101m<sup>3</sup>以上は105件。

2 大磯町公用文に関する規程等に基づき、用字及び用語の整理を行う等の規定の整備を行います。

3 施行日は、平成28年4月1日とします。

大磯町公共下水道使用料条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、大磯町が設置する公共下水道の使用料の徴収について下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第20条及び大磯町下水道条例（平成3年<u>大磯町条例第18号</u>。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第3条 使用料は、使用者から<u>2か月</u>分ごとに徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、<u>1か月</u>分ごとに徴収することができる。</p> <p>2 使用料の額は、使用者が排除した排水量に応じて<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定めるところにより算出した額（以下「算出額」という。）に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 月の中途から公共下水道の使用を開始<u>若しくは再開</u>したとき、<u>又は</u>月の途中で公共下水道の使用を休止<u>若しくは廃止</u>したときの<u>使用料の</u>月数計算については、規則で定める。</p> <p>(使用料の特例)</p> <p>第3条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の算出額は、<u>別表第2</u>に定める基本料金にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(排水量の算定)</p> <p>第4条 使用料の算定の基礎となる排水量は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地下水等を使用している使用者については、計測装置による揚水量を排水量とみなす。ただし、計測装置を設置していないときは、家事用のみ使用している場合<u>にあっては使用者</u>の世帯人員1人につき1か月8</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、大磯町が設置する公共下水道の使用料の徴収について下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第20条及び大磯町下水道条例（平成3年<u>条例第18号</u>。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第3条 使用料は、使用者から<u>2月</u>分ごとに徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、<u>1月</u>分ごとに徴収することができる。</p> <p>2 使用料の額は、使用者が排除した排水量に応じて<u>別表1</u>及び<u>別表2</u>に定めるところにより算出した額（以下「算出額」という。）に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 <u>使用料は</u>、月の中途から公共下水道の使用を開始<u>又は再開</u>したとき、<u>若しくは</u>月の途中で公共下水道の使用を休止<u>又は廃止</u>したときの月数計算については、規則で定める。</p> <p>(使用料の特例)</p> <p>第3条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の<u>前条第2項に規定する</u>算出額は、<u>別表2</u>に定める基本料金にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額<u>とその額に消費税率等を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額</u>とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(排水量の算定)</p> <p>第4条 使用料の算定の基礎となる排水量は、次の<u>各号</u>に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地下水等を使用している使用者については、計測装置による揚水量を排水量とみなす。ただし、計測装置を設置していないときは、家事用のみ使用している場合、<u>使用者</u>の世帯人員1人につき1か月8立方メー</p>

改正案	現行
<p>立方メートルとし、それ以外の場合<u>にあって</u>は使用の状況に応じ町長が認定する。</p> <p>(3) 水道水と地下水等を家事用にのみ併用して使用している使用者については、<u>別表第3</u>の左欄に掲げる区分により、同表右欄により求められた数値とする。</p> <p>(4) <u>使用者は、その他</u>臨時に公共下水道を使用する場合は、排水量等を町長が指定する期日までに申告しなければならない。この場合において、町長は、<u>前3号</u>の規定にかかわらず申告事項を審査し、その排除する排水量を認定する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第15条<u>の規定による</u>公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者については、これを使用しているものとする。ただし、神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）第7条第2項の規定による使用休止の届出があるときは、条例第15条の届出があったものとみなす。</p> <p>第5条 省略 （計測等の立入り）</p> <p>第6条 町長は、計測装置の計測等のために関係職員をその設置場所に<u>立ち入らせる</u>ことができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。</p> <p>2 前項の規定により設置場所に<u>立ち入る</u>職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第7条 省略 （使用料の減免）</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 災害<u>その他</u>特別の理由があると認められるとき。 （督促及び延滞金）</p> <p>第9条 町長は、納期限までに使用料を納付しない者があるときは、大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和54年大磯町条例第13号）の規定を適用して<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>第10条～第14条 省略</p>	<p>トルとし、それ以外の場合は使用の状況に応じ町長が認定する。</p> <p>(3) 水道水と地下水等を家事用にのみ併用して使用している使用者については、<u>別表3</u>の左欄に掲げる区分により、同表右欄により求められた数値とする。</p> <p>(4) <u>その他</u>臨時に公共下水道を使用する場合は、排水量等を町長が指定する期日までに申告しなければならない。この場合において、町長は、<u>前各号</u>の規定にかかわらず申告事項を審査し、その排除する排水量を認定する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第15条<u>に規定する</u>公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者については、これを使用しているものとする。ただし、神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）第7条第2項の規定による使用休止の届出があるときは、条例第15条の届出があったものとみなす。</p> <p>第5条 省略 （計測等の立入り）</p> <p>第6条 町長は、計測装置の計測等のために関係職員をその設置場所に<u>立入らせる</u>ことができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。</p> <p>2 前項の規定により設置場所に<u>立入る</u>職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第7条 省略 （使用料の減免）</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 災害、<u>その他</u>特別の理由があると認められるとき。 （督促及び延滞金）</p> <p>第9条 町長は、納期限までに使用料を納付しない者があるときは、大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和54年大磯町条例第13号）の規定を適用して<u>取扱う</u>ものとする。</p> <p>第10条～第14条 省略</p>

## 改正案

## 現行

附 則(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）2か月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般汚水	16立方メートルまでの分 <u>1,652円</u>	16立方メートルを超え	<u>119円</u>
		40立方メートルまでの分	
		40立方メートルを超え	<u>128円</u>
		60立方メートルまでの分	
		60立方メートルを超え80立方メートルまでの分	<u>145円</u>
		80立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>160円</u>
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	<u>175円</u>
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	<u>199円</u>
一般汚水		1,000立方メートルを超え	<u>222円</u>
		2,000立方メートルまでの分	
		2,000立方メートルを超える分	<u>246円</u>
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき6円		

備考 省略

別表1（第3条関係）2月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般汚水	16立方メートルまでの分 <u>1,516円</u>	16立方メートルを超え	<u>109円</u>
		40立方メートルまでの分	
		40立方メートルを超え	<u>117円</u>
		60立方メートルまでの分	
		60立方メートルを超え	<u>133円</u>
		80立方メートルまでの分	
		80立方メートルを超え	<u>147円</u>
		100立方メートルまでの分	
		100立方メートルを超え	<u>161円</u>
		200立方メートルまでの分	
一般汚水		200立方メートルを超え	<u>183円</u>
		1,000立方メートルまでの分	
		1,000立方メートルを超え	<u>204円</u>
一般汚水		2,000立方メートルまでの分	
		2,000立方メートルを超える分	<u>226円</u>
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき6円		

備考 省略

## 改正案

## 別表第2 (第3条関係)

## 1か月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
一般汚水	8立方メートルまでの分 <u>826円</u>	8立方メートルを超え	<u>119円</u>
		20立方メートルまでの分	
		20立方メートルを超え	<u>128円</u>
		30立方メートルまでの分	
		30立方メートルを超え	<u>145円</u>
		40立方メートルまでの分	
		40立方メートルを超え	<u>160円</u>
		50立方メートルまでの分	
		50立方メートルを超え	<u>175円</u>
		100立方メートルまでの分	
100立方メートルを超え	<u>199円</u>		
500立方メートルまでの分			
500立方メートルを超え	<u>222円</u>		
1,000立方メートルまでの分			
1,000立方メートルを超える分	<u>246円</u>		
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円		

## 備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法第1条第1項に規定する施設で、物価統制令第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。
- 3 1立方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。

## 別表第3 (第4条関係)

(省略)

## 現行

## 別表2 (第3条関係)

## 1月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
一般汚水	8立方メートルまでの分 <u>758円</u>	8立方メートルを超え	<u>109円</u>
		20立方メートルまでの分	
		20立方メートルを超え	<u>117円</u>
		30立方メートルまでの分	
		30立方メートルを超え	<u>133円</u>
		40立方メートルまでの分	
		40立方メートルを超え	<u>147円</u>
		50立方メートルまでの分	
		50立方メートルを超え	<u>161円</u>
		100立方メートルまでの分	
100立方メートルを超え	<u>183円</u>		
500立方メートルまでの分			
500立方メートルを超え	<u>204円</u>		
1,000立方メートルまでの分			
1,000立方メートルを超える分	<u>226円</u>		
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円		

## 備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) 第1条第1項に規定する施設で、物価統制令 (昭和21年勅令第118号) 第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。
- 3 1立方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。

## 別表3 (第4条関係)

(省略)